附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条第一項の表大学の項の改正規定（「三〇、〇〇〇円又は四五、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円又は四五、〇〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円又は五一、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円又は五一、〇〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円又は五三、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円又は五三、〇〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円又は六〇、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円、五〇、〇〇〇円又は六〇、〇〇〇円」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定（「前項の表大学の項下欄又は専修学校の項下欄」を「第一項の表大学の項下欄若しくは専修学校の項下欄又は前項」に、「独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）」を「機構」に改める部分に限る。）、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定及び附則第三条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前の貸与契約による第一種学資貸与金の月額については、なお従前の例による。

2　施行日前から引き続き大学、高等専門学校又は専修学校（独立行政法人日本学生支援機構法施行令第一条第一項の表備考第五号に規定する専門課程に限る。以下同じ。）に在学する者（大学又は専修学校において通信による教育を受ける者を除く。次条第二項において同じ。）に係る施行日以後の貸与契約による当該在学中の第一種学資貸与金の月額については、なお従前の例による。

第三条　附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（次項において「一部施行日」という。）前の貸与契約による第一種学資貸与金の月額については、なお従前の例による。

2　一部施行日前から引き続き大学、高等専門学校又は専修学校に在学する者に係る一部施行日以後の貸与契約による当該在学中の第一種学資貸与金の月額については、なお従前の例による。

文部科学大臣　松野　博一
内閣総理大臣　安倍　晋三

過疎地域自立促進特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十六号

過疎地域自立促進特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十一号）の施行に伴い、並びに同法附則第四条並びに過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項、第十二条第一項第二十四号及び第三十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第二項中「に規定する政令」を「の政令」に改め、同項第一号中「含む」の下に「。次項第一号において同じ」を加え、同項第三号中「第二条第一項第三号」の下に「又は第四号」を加え、同条第三項第一号中「前項第一号の」を「法第二条第一項第一号」を「同号」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、同項第二号中「前項第二号の」を「法第二条第一項第二号に該当する」に改め、同項第三号中「前項第三号の」を「法第二条第一項第三号に該当する」に改め、同項に次の一号を加える。

四　法第二条第一項第四号に該当する市町村にあっては、平成二十七年度の公営競技に係る収入の額

第二条中「、第二号及び第三号」を「及び第二号から第四号まで」に改める。

第三条第一項中「掲げる方法」を「定める方法」に改め、同項第二号中「にあっては」を「には」に改め、同条第二項中「まで（」の下に「これらの規定を」を加え、同条に次の一項を加える。

5　第一項及び第二項の規定は、法第二条第一項第四号に規定する数値を算定する場合について準用する。この場合において、第一項中「第二条第一項第一号本文（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第一項において同じ。）」とあるのは「第二条第一項第四号本文」と、同項第二号中「平成八年度から平成十年度まで（法第三十二条の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合には、法第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内。次条第一項において同じ。）」とあるのは「平成二十五年度から平成二十七年度まで」と、第二項中「第二条第一項第一号イからニまで（これらの規定を法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第二条第一項第四号イからニまで」と、同項第一号中「第二条第一項第一号イ及びニ」とあるのは「第二条第一項第四号イ及びニ」と、同項第二号中「第二条第一項第一号ロ及びハ」とあるのは「第二条第一項第四号ロ及びハ」と読み替えるものとする。

第四条第二項から第四項までの規定中「まで（」の下に「これらの規定を」を加え、「にあっては」を「には」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第一項及び第二項の規定は、法第二条第一項第四号に規定する数値を算定する場合について準用する。この場合において、第一項中「平成九年四月一日」とあるのは「平成二十六年四月一日」と、「第二条第一項第一号本文」とあるのは「第二条第一項第四号本文」と、「平成八年度から平成十年度まで」とあるのは「平成二十五年度から平成二十七年度まで」と、第二項中「昭和三十五年十月二日」とあるのは「昭和四十五年十月二日」と、「第二条第一項第一号ただし書及び同号イからニまで（これらの規定を法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第二条第一項第四号ただし書及び同号イからニまで」と、「昭和三十五年の」とあるのは「昭和四十五年の」と、「昭和四十五年」とあるのは「平成二年」と、「平成七年の人口（法第三十二条の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合には、法第三十二条に規定する基準年又は当該年から起算して二十五年若しくは三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口）」とあるのは「平成二十七年の人口」と読み替えるものとする。

第六条第四項中「第十二条第一項第二十一号」を「第十二条第一項第二十二号」に、「の市町村計画」を「に規定する市町村計画」に改め、「単に」を削り、同条第五項中「第十二条第一項第二十二号」を「第十二条第一項第二十三号」に改め、同項第七号中「以下」の下に「この項において」を加え、同条第六項中「第十二条第一項第二十三号」を「第十二条第一項第二十四号」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号中「又は義務教育学校」を「若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校」に改め、「設備」の下に「（法第十二条第一項第十八号に掲げる施設に該当するものを除く。）」を加え、同号を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教員又は職員のための住宅

第六条第六項第十二号を削る。

第十条を削る。

第十一条中「適用される」を「適用する」に改め、同条を第十条とする。

第十二条中「においては」を「には」に改め、同条を第十一条とする。